

PCB廃棄物の保管量、PCB使用製品の使用量及びPCB廃棄物の処分量の見込み（令和6年3月31日時点）

PCB廃棄物の種類（単位）	高濃度（注1）			低濃度＋濃度不明（注1）			処分量の見込み	
	保管量	使用量1	使用量2	保管量	使用量1	使用量2	A+B+D+E	G+C+F
	（注2）	（注2）	（注3）	（注2）	（注2）	（注3）	（注4）	（注5）
	（A）	（B）	（C）	（D）	（E）	（F）	（G）	（H）
変圧器（台）	2	0	0	1,067	1,620	1,740	2,689	4,429
コンデンサー（3kg以上）（台）	121	0	0	1,264	545	31	1,930	1,961
コンデンサー（3kg未満）（台）	12,129	0		21,121	109		33,359	33,359
柱上変圧器（台）（注6）	0	0	0	2	0	2	2	4
安定器（台）	19,106	916		4,573	215		24,810	24,810
PCBを含む油（kg）	305.2	0.0		204,040.6	22,189.0		226,534.8	226,534.8
感圧複写紙（kg）	0.0	0.0		0.0	0.0		0.0	0.0
ウエス（kg）	2,071.1	0.0		718.5	0.0		2,789.6	2,789.6
OFケーブル（kg）	0.0	0.0		645.0	87,971.0		88,616.0	88,616.0
汚泥（kg）	1,190.0	0.0		46,442.5	0.0		47,632.5	47,632.5
塗膜（kg）	0.0	0.0		8,810.9	0.0		8,810.9	8,810.9
その他の機器等（台）（注7）	8	0	0	1,059	480	226	1,547	1,773
その他（kg）（注8）	14,075.9	0.0		802,469.8	207,154.0		1,023,699.7	1,023,699.7
電気事業者の柱上変圧器（台）（注9）	0	0		5,443	3		5,446	5,446

注1 「高濃度」はPCB濃度5,000 mg/kgを超えるPCB廃棄物等（可燃性の汚染物等（汚泥、紙くず、木くず、繊維くずその他PCBが塗布され又は染み込んだもの、PCBが付着し又は封入された廃プラスチック類）に限っては、PCB濃度100,000 mg/kgを超えるもの）をいい、「低濃度」は「高濃度」を除くPCB廃棄物等をいう。

注2 PCB特別措置法第8条第1項の規定に基づき保管事業者から届出された保管量及び使用量。ドラム缶等の各種容器にまとめて保管している場合等、台数（個数）や重量で計上できないものがある。PCBを含む油、感圧複写紙、ウエス、汚泥、塗膜及びその他の数量について、体積で届出がなされたものについては、1L=1kgとして重量に換算し計上している。

注3 電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則第4条の2の規定により提出された届出を基に算出した数量。注2の、PCB特別措置法に基づき届出された使用量と重複があることに留意する必要がある。また、PCB特別措置法第8条第1項の規定に基づく届出と集計方法が異なる場合等、計上できないものがある。

注4 PCB特別措置法第8条第1項の規定に基づき届出がなされた保管中の廃棄物及び使用中の機器について、処分期間内に全量がPCB廃棄物として処分されるものと仮定した場合の数量。

注5 注4の数量に加えて、電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則第4条の2に基づき届出がなされた、使用中の電気工作物のうちPCBが使用されたもの（PCB使用電気工作物）について、処分期間内に全量がPCB廃棄物として処分されるものと仮定した場合の数量。

注6 電気事業者の柱上変圧器を除く。

注7 「その他の機器等」とは、開閉器、遮断器、リアクトル、放電コイル等をいう。

注8 「その他」とは、がれき類、分析時の採油用具、保管容器等のPCB汚染物、コンサベーター等の機器のうちPCBに汚染されたものをいう。

注9 東京電力パワーグリッド株式会社が所有するもの。